

千厩高校 同窓会 会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、岩手県立千厩高等学校同窓会と称し、事務局を同校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、相協力して母校の発展に寄与することを目的とする。

第3章 会員

第3条 本会は、次の会員をもって組織する。

(1) 正会員

次の学校を卒業したもの

- ア 郡立蚕業学校
- イ 岩手県立蚕業学校
- ウ 岩手県立農蚕学校
- エ 岩手県立千厩高等学校（昭和23年度～昭和48年度卒業）
（昭和49年度～平成13年度卒業）
- オ 岩手県立千厩農業高等学校
- カ 岩手県立千厩東高等学校
- キ 岩手県立千厩高等学校（平成14年度以降卒業）

(2) 賛助会員

- ア 本校の職員
- イ 本校の旧職員
- ウ その他、本会の目的に賛同するもの

第4章 事業

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 毎年一回総会を開く。
- (2) 母校の教育事業の援助・促進
- (3) 会員住所の調査
- (4) 会報の発行
- (5) その他、必要と認めた事項

第5章 支会

第5条 本会に支会を置くことができる。

- 2 支会は、本会の目的に則り、別に支会の規約を定め、その運営を行う。

第6章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名（うち1名は校長とする）
- (3) 監事 2名
- (4) 理事 若干名（各支会2名）
- (5) 本部評議員 若干名（別に定める）
- (6) 卒業年度理事 2名（卒業年度毎）
- (7) 顧問 若干名

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- (3) 監事は、会務を監査する。
- (4) 理事は、本会の事業企画ならびに運営にあたる。
- (5) 本部評議員は、会長の諮問に応じて意見を述べる。
- (6) 卒業年度理事は、本会の事業企画ならびに運営、同期生間の連絡・調整にあたる。
- (7) 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べる。

第8条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・監事は、会員中より総会において選出する。
- (2) 理事は、会長が委嘱する。
- (3) 本部評議員は、各支会から推挙された者とする。
- (4) 卒業年度理事は、卒業生の近隣在住者から各クラス幹事1名を選出し、その中から2名を卒業年度理事として会長が委嘱する。
- (5) 顧問は、会長が委嘱する。

第9条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・監事の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後も後任者の就任までその任にあたるものとする。
- (2) 補欠による後任の任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 会議

第10条 総会は、定期総会・臨時総会とし、定期総会は、年一回開催し、次の事項を審議、議決する。

臨時総会は、会長が必要と認めたとき開催する。

- (1) 事業報告ならびに決算の承認
- (2) 事業計画ならびに予算の決定
- (3) 会則の改廃
- (4) 会長・副会長・監事の選任
- (5) その他の重要事項

第11条 理事会は、会長が招集し、次の権限を持つ。

- (1) 総会提出事項及び重要事項の審議・立案
- (2) 本会運営上の執行面における審議・執行
- (3) 会則の運用上の細則の決定
- (4) 緊急事項の処理に関する事

2 理事会は、理事・卒業年度理事の他、会長が必要と認めた者を出席させることができる。

第12条 会議の決議事項は、出席者の過半数の賛同をもって議決し、賛否同数の場合は、議長が採決する。

第8章 会 計

第13条 本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってあてる。

第14条 本会の会費は、在学中に納入するものとする。

第15条 会費の金額は、別に定める。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 会務の代行

第17条 会長は、会務の処理にあたって、その一部を副会長である校長に代行させることができる。

2 校長の代行できる会務は、次のとおりとし、その状況を会長に報告するものとする。

- (1) 会務処理に必要な起案文書等の決裁に関する事
- (2) 収入・支出事務に関する事
- (3) 前各号に掲げるもののほか、定例または簡易な事項

3 校長が不在のときは、校長の定めるところにより前各号の会務の処理は、副校長または事務長が処理することができる。

附則

この会則は、平成14年4月1日から施行する。

この会則は、平成15年7月7日から施行する。

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

この会則は、令和元年8月2日から施行する。